

インターネット総論B (情報倫理と知的財産)

11章：サイバースペースの統治 11.3 関連法規と事例研究

2007年4月18日

東京電機大学情報環境学部 小林 浩
<http://www.nc-lab.sie.dendai.ac.jp/>

<復習> ネット利用上のルールとマナー

○インターネット利用上のルールとマナー

【情報環境学部学生要覧より】

- 自己責任

- 言葉を選ぶ

- 真実を見分ける

- セキュリティ

- 不法行為の禁止

- 著作権侵害,不正アクセス,名誉毀損,ねずみ講...

- 専門能力の向上

- 情報環境技術がもたらす社会やユーザーへの配慮

- 最善を尽くしてシステムの開発と評価に当たるように！

○個人情報保護法

- 個人情報のビジネスへの利用を制限するものではない

- 個人情報を正しく慎重に使おう！

11.3 関連法規と事例研究

- **1884年 ベルヌ条約成立**

- **著作権法**

- **事例研究**

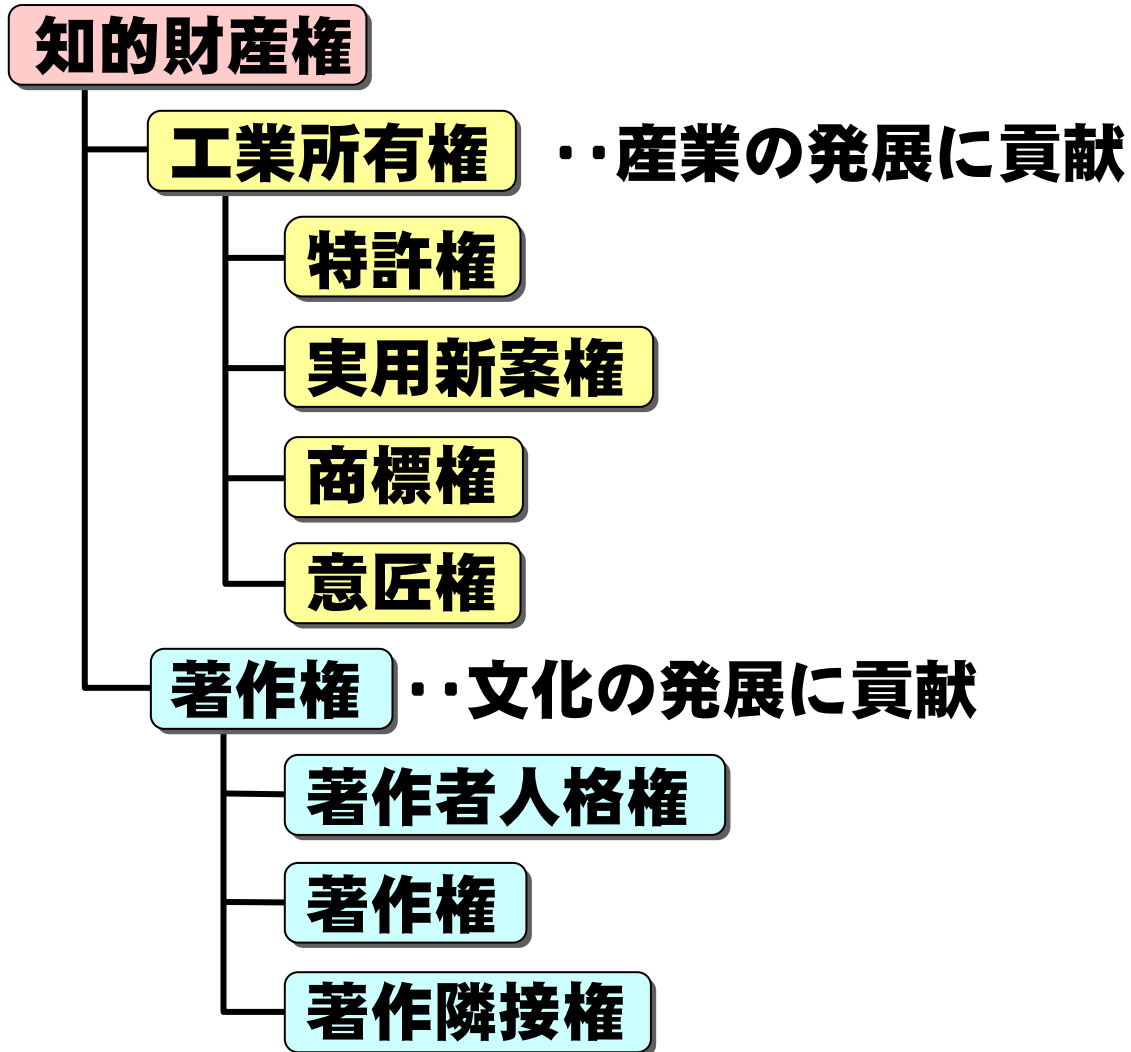
- ◆ ナップスター事件

- ◆ トータルニュース事件

- ◆ ニフティ事件

- ◆ 大阪わいせつリンク事件

工業所有権と著作権



著作権法

著作物

- ①思想または感情を, ⇒アイデアは対象外
- ②創作物に表現したものであって, ⇒模倣は対象外
- ③文芸,学術,美術or音楽の範囲に属するもの ⇒工業製品等は対象外

- 著作物を創作した時点で自動的に権利発生
- 著作者の死後50年間 or 著作物の公表後50年間保護
- 著作者人格権
 - 未公表著作物の公表や著作者名の表示方法等を決定する権利
 - 著作者の意に反して改変されない権利
- 著作権（財産権）
 - 複製, 上演, 放送, 頒布, 譲渡, 貸与等を許諾or禁止する権利
- 著作隣接権
 - 実演家,レコード製作者,放送業者が録音や複製等を行う権利

インターネットと著作権

○内国民待遇の原則

- ベルヌ加盟国の著作物は自国のものと同等に保護
 - ×インターネットを介した海外の著作物の無断複製

○公衆送信権

- インターネットを介して著作物を送信orアクセスできる状態にすることを許諾or禁止する権利

○著作権の制限

- 私的使用のための複製（不特定多数は不可）
- ×私的使用のためのデジタル複製(著作者へ補償金要)
- Webページでの他著作物の引用（引用箇所明記）
- 屋外設置の美術品や建物の写真のWebページへの掲載

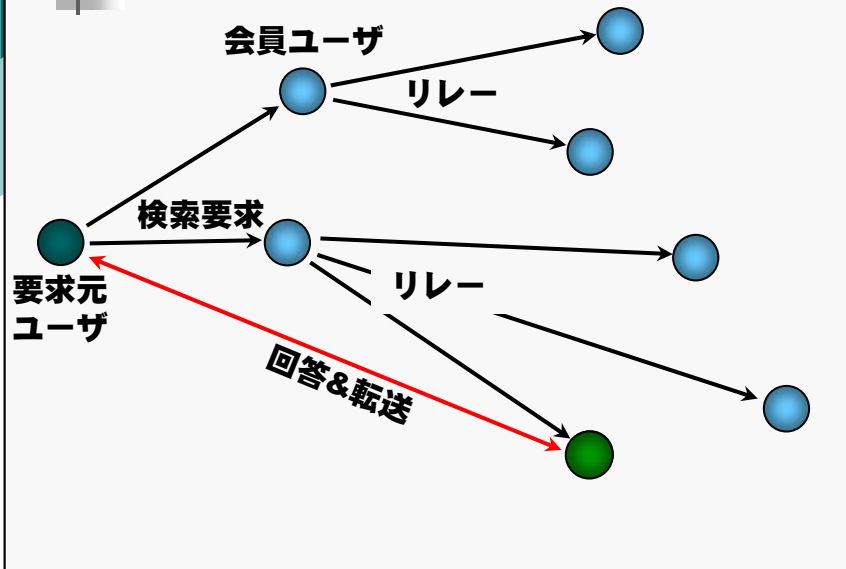
○著作権の譲渡・使用許諾

- 他人の著作物をWebサイトへ掲載⇒譲渡or使用許諾要

事例研究：Napster事件

新技術と著作権の調和

Peer-to-peer技術:Gnutella



■原告（レコード会社）主張

- 寄与侵害（他人の侵害行為を荷担）
- 代位責任（侵害行為を制御できる立場にある者の責任）

■判決

- 原告は著作権を有する音楽ファイルを被告に通知せよ
- 被告は、同ファイルを検索サービスから削除せよ

■Napster社は'02/6倒産

■他のファイル交換ソフト

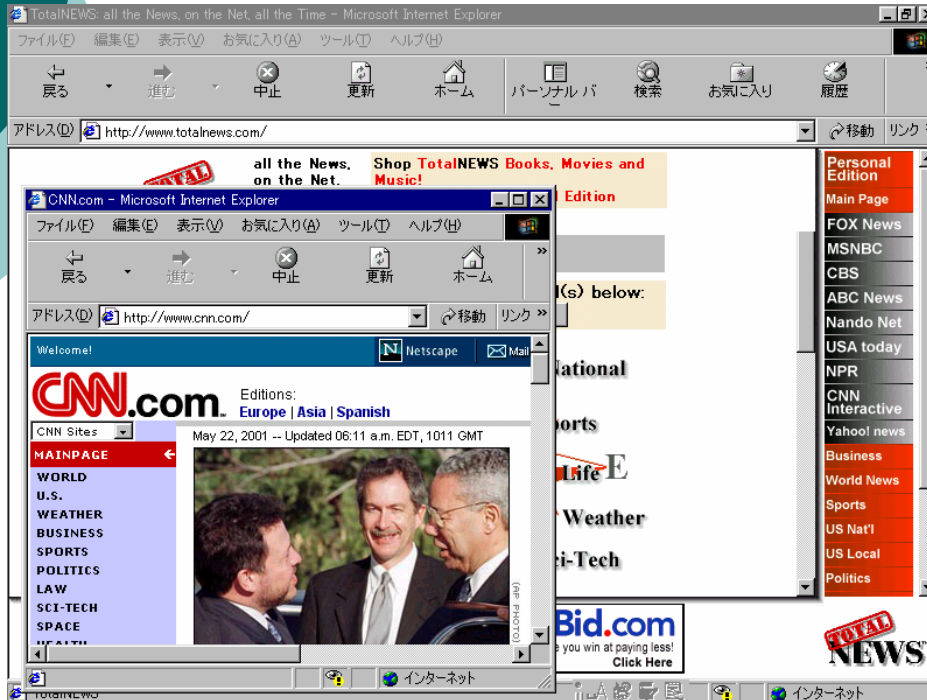
- グヌーテラ(gnutella)
- WinMx
-

違法行為者の
摘発難？

世界初の刑事摘発；
公衆送信権違反

事例研究：トータルニュース事件

無断リンクと著作者人格権



■無断リンク

- 閲覧者に便宜を与えるものであって、複製には当たらない
- 特定の人を対象としたければ、IDとパスワードを設定すべき
- 著作権の侵害にはならない

■フレーム内リンク

- 他社のニュースコンテンツをトータルニュース社のフレームにはめ込み、同社のバナー広告と一緒に表示
 - 著作者人格権を侵害？（和解したため判決なし）
- ⇒他社のニュースコンテンツを自社とは別のウィンドウにて表示

事例研究：ニフティ事件

言論の自由とプロバイダ責任

○事件概要

- 原告発言に反感を持った被告会員が、原告を誹謗中傷
- 原告はフォーラム管理者/ニフティに削除要求
- 一部のみ削減，被告会員/フォーラム管理者/ニフティを名誉毀損で訴訟

○判決

- 一審：名誉毀損回避義務を怠ったとして管理者/ニフティに損害賠償
- 控訴審：被害者に自己保護手段なしなどの場合は削除義務
本件⇒議論を重ねて発言の質を高めたいとする管理は不当とはいえない

○インターネット上での議論

- 管理者は発言内容を常時監視する必要なし
- 管理者が誹謗中傷性を判断しなければならなくなると，表現の自由を狭める
- 原告はフォーラムの中の議論を通して，名誉回復を図るべき
- 管理者は明らかに法令違反と判断されるもののみ削除してよい

○米国グッドサマリタン条項

- 有害情報の除去を怠っても罪に問わない(民間による技術開発促進を指向)
- 権力の介入による表現の自由の抑圧を回避したい(インターネット文化)

事例研究：大阪わいせつ事件

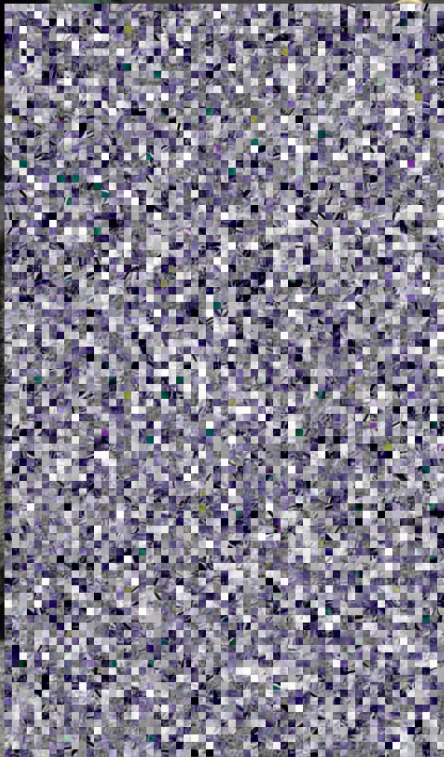
わいせつサイトへのリンク

■わいせつ行為

- ポルノ画像のWebサイトへのアップ
⇒わいせつ図画公然陳列罪
- ポルノ画像へのアクセス
⇒おとがめなし
- わいせつサイトへのリンクは？

■事件

- FLMASK(画像のモザイク化とその除去ソフト)
- ソフト販促を目的にわいせつサイトへリンク
- モザイク除去ソフト販売容疑者逮捕！
- 除去ソフトは適法
- わいせつ図画公然陳列幫助罪？



まとめ

○知的財産権

- 工業所有権(産業の発展)と著作権(文化の発展)

○著作権法

- 定義/権利発生要件/権利保護期間
- 著作者人格権(表現法)/著作権(財産権)/著作者隣接権(演奏家他)

○事例研究

- ナップスター事件：新技術と著作権の調和
- トータルニュース事件：無断リンクと著作者人格権
- ニフティ事件：言論の自由とプロバイダ責任
- 大阪わいせつ事件：わいせつサイトへのリンク